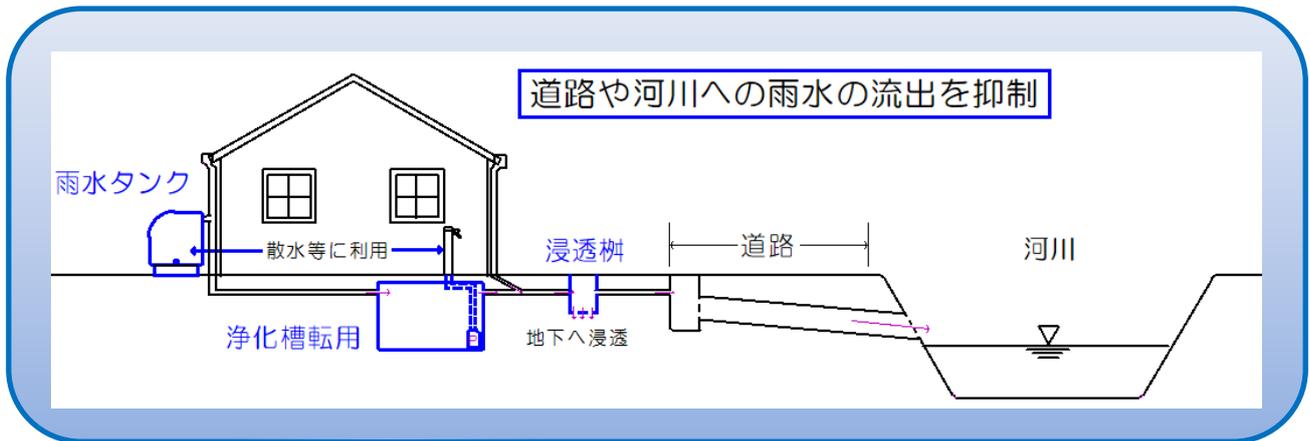


雨水貯留浸透施設補助制度について

犬山市では、豪雨による河川の急激な増水、道路冠水被害の軽減を図るため、自己の住宅敷地内に雨水貯留浸透施設（雨水タンク、雨水浸透枡、浄化槽転用施設のことをいいます）を設置される方に、設置に要した経費の一部を補助する制度を設けています。

この補助金を受けるには、設置前に市へ申請することが必要です。



補助の対象となる人

- 犬山市内に自らが居住する住宅を所有している人または取得予定のある人
- 市税を滞納していない人

補助の対象施設

- 雨水タンク 建物の雨どいに接続し雨水を貯めるタンク
- 雨水浸透枡 雨水配管に接続し敷地内に降った雨水を地下へ浸透させるます
- 浄化槽転用施設 下水道への接続等に伴って不要となる浄化槽に雨水を貯留しポンプで汲み上げて利用する施設

※補助の対象とならないもの

- ・特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為許可のために設置される施設
- ・民間事業者が住宅の売買等のために所有する土地または建物に設置される施設
- ・補助金の交付申請前に設置したもの

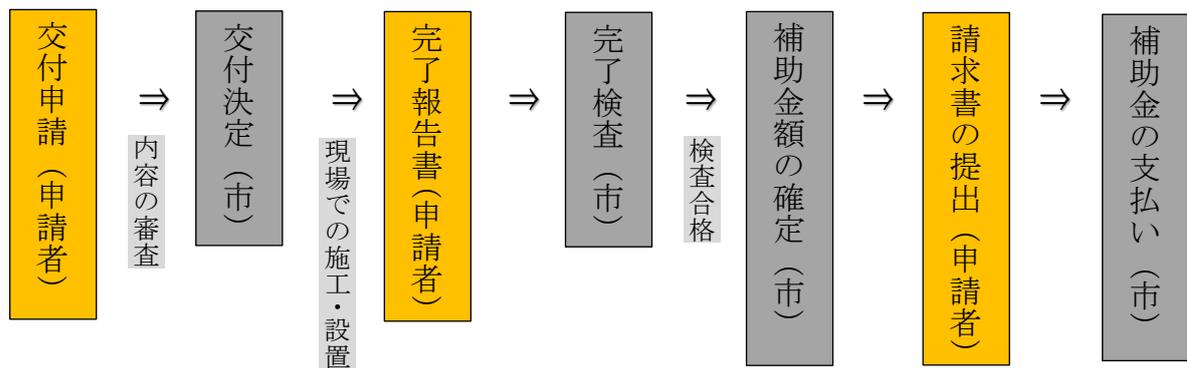
補助の金額

設置に要する材料費、工事費の**2分の1**の額が補助されます。

※各施設の補助金額には限度額があります。(次の表)

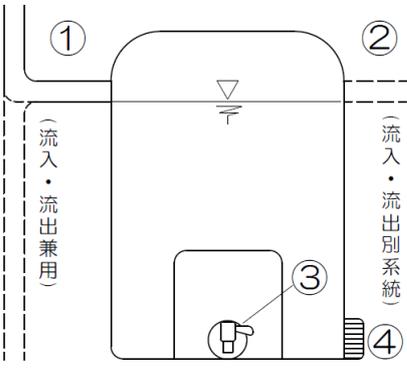
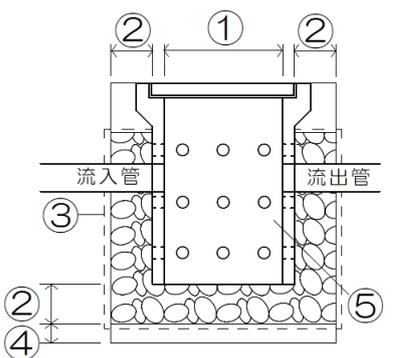
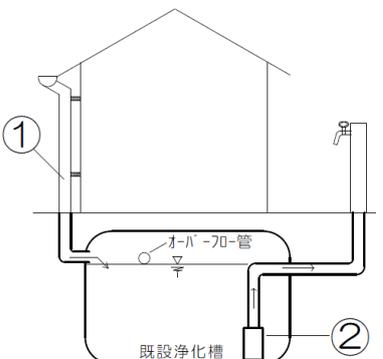
種 別	1基当りの 限 度 額	備 考
雨水タンク	25,000 円	・容量 100 リットル以上が対象 ・複数設置する場合の上限額は 50,000 円
雨水浸透柵	15,000 円	・複数設置する場合の上限額は 50,000 円
浄化槽転用施設	50,000 円	・浄化槽内部の汚泥汲み取り、清掃、不要 部品の撤去等は対象経費に含みません。

補助金の交付申請の流れ



※完了検査に不合格となった場合は交付決定が取消しとなります。

施設の設置基準

種 別	構造の基準
<p>雨水タンク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋根等から集水する雨樋に接続していること ② オーバーフロー管等により容量以上の貯留防止機能があること ③ 蛇口等により簡単に排水できること ④ ドレン口により内部の清掃ができること ○ 施設の容量が100リットル以上であること ただし複数施設を設置する場合はその合計の容量が100リットル以上であれば可 ○ 害虫等が発生しない密閉構造であること
<p>雨水浸透枳</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸透枳の内径は30cm以上とすること ② 砕石層を浸透枳外部から10cm以上設けること。砕石は浸透枳の有孔径より大きいものであること ③ 砕石内への土砂流入防止のため砕石層の周囲に透水シートを設けること ④ 砕石層の下に砂層を5cm以上設けること ⑤ 泥溜めを15cm以上設けること ○ 雨水配管を経て流入管を接続すること
<p>浄化槽転用施設</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 雨水配管を経て流入管を接続すること ② 貯留した雨水を汲み上げるポンプは固定式のもの設けること